

平成 26 年度 事業計画 概要

総括

我が国の福祉の動向は、「障害者の権利に関する条約」の批准を機に、一層の障害者福祉の向上に努めることが求められている。また今後は社会福祉法人制度の見直しや地域包括ケアシステムの構築を推進していくことが課題となっており、各福祉関係法の改正・制定を含め、福祉を取り巻く動向は変化を続けている状況である。

このような社会の変化に対応すべく、本事業団は、「事業団自立化推進計画」により、自立的・効率的経営の確立を図っていくことに加え、本事業団の改革プランである「事業団改善3か年計画（第4次）」により、継続的な改革・改善に当たっている。

「事業団自立化推進計画」について、『総合的包括的支援』を基本的方向性として、複合的、多角的な経営を進めつつ、本来の事業団の使命である市の福祉施策を中核的に担う役割を維持し、地域から信頼され求められる施設運営・事業経営を継続する。

そのためには、量・質ともに求められる人材の確保・育成に努め、利用者本位のサービスを提供することを再認識し、事業団経営理念に基づき、107 か所 172 事業（指定管理施設数 131）それぞれについて、施設の適正な管理と社会ニーズに即した事業展開、サービス提供の徹底を図ることとする。

平成 26 年度は、高齢関係施設、障害関係施設、母子生活支援施設の次期指定管理公募が行われる年であり、既に公募に対する取組みを始めているところである。事務局・施設一丸となり、指定管理者として選ばれることに全力で取り組む。同時に、自主経営施設の本格的準備に取り組むこととする。

－ 事業団全体としての重点的な取組み －

1 次期指定管理への対応

今年度に公募となる指定管理者制度対象施設について、指定に向けて準備を行う。

2 自立化に向けた取組み

「事業団自立化推進計画」に基づき、自立化を推進していく。

3 管理運営体制の強化

経費を抑えるだけでなく、長期的、計画的経営を行う。

4 人材育成と専門性の向上

福祉サービスに関する高い専門性はもとより、事業団の経営理念を具体的に実践できる人材を育成する。

5 利用者サービスの充実

利用所の声に耳を傾け、内部・外部の評価を受けることで、平等性を確保しつつ、個々のニーズに沿ったサービスを提供する。

6 危機管理体制の充実

利用者等の安全と事業団の信頼性を確保するため、「危機管理計画」に基づき、災害、事故、トラブル、犯罪、個人情報漏えい等について、防止、対応を徹底する。

7 地域との相互の連携

地域から信頼される事業団となるため、関係団体及び地域団体との積極的連携、交流を進める。

8 環境への配慮

地球にやさしい環境を目指し、環境対策や社会貢献に取り組む。また、職員が率先して環境対策（室温の適正設定、クールビズ・ウォームビズ、グリーンカーテン設置等）に取り組むことはもとより、市民に対しても環境に対する啓発活動を推進していく。

【1】事業団事務局

事業団事務局は、理事会及び評議員会の運営を始め、事業団の法人業務を遂行するとともに、効率的経営を図るため、適正な事務事業の執行にあたる。

各施設経営及び事業の実施にあたり、各担当課、各施設等との総合調整を図り、地域及び市民から信頼され求められる施設づくりを行う。

1 総務課

(1) 総務担当

法人運営の総務全般及び職員の人事、服務に関する事務処理を統括し、法人業務を処理するとともに、各種制度の適正な運用に努める。

(2) 事業担当

法人に係る各種庶務、各施設のサービス等を統括する。また、法人全体に係る研修・説明会・イベントの企画運営及び会議の庶務を行う。

(3) 業務担当

各施設の小破修繕について実施、又は施設で実施するための指示、助言を行う。また、一部地区の事業系一般廃棄物の自主運搬事業を担当する。

2 財務課

(1) 財務担当

経営基盤の強化、事業経営の透明性を確保するため、新社会福祉法人会計基準の遵守はもちろん、管理会計の手法を用い、法人全体の経営状況を把握し各施設に必要な指導を行う。また、処理が大きく変更となる新会計基準移行年度であることから、円滑な事務処理のため経理規程細則を制定し、財政事務担当者会議を必要に応じて開催する。

(2) 給与担当

施設との連絡、調整を徹底し、給与システムと給与システムを活用した適正な支給を行うとともに、必要な人件費データの作成を行う。また、給与改定や税制改正等に速やかに対応する。

3 児童課

(1) 育成担当

事業団の児童福祉施設（児童センター・放課後児童クラブ）を統括し、効率的な経営を図るとともに事業活動の指導監督にあたる。児童の健全育成と保護者の子育てを支援するため、職員の専門性の向上やサービスの向上等を図っていく。

4 経営企画室

経営戦略会議、自立化推進プロジェクト等を所掌し、事業団の自立化を推進するための事務にあたる。また、指定管理関係事務にあるとともに、事業団の改革・改善を推進してい

く。

【2】介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ

＜介護老人保健施設きんもくせい＞

昨年に引き続き、老巧化した介護設備・備品の入替えを行うほか、ベッド及び車いすにおけるポジショニングに必要な医療器具・備品を整備し、褥瘡を有する利用者等への対応強化に努める。また利用者の施設生活の充実を図るため、個々の利用者のニーズに対応するボランティアの導入に努めるとともに、在宅に戻る利用者には退所時訪問指導等を積極的に実施する。

＜ケアハウスぎんもくせい＞

生きがいづくりと社会参加の促進として自治活動を支援し、また家族との関係を深める。

＜グリーンヒルうらわ・デイサービスセンター＞

短時間の利用希望にも対応できるよう、試行を行いながら受入れ態勢を整備する。

＜グリーンヒルうらわ在宅介護支援センター＞

社会福祉協議会と連携し、活動的な地域住民が主体的に活動できるような場所づくりなどのサポート体制を確立し、活動の場を広げる。

【3】健康福祉センター西楽園

(1) プール利用の見直し

- ① 水泳教室開催の曜日の見直しにより利用率をあげる。
- ② 浮き輪等の利用制限を緩和し、親子での利用を促進する。

(2) 和室利用の促進

畳に座ることが困難な足腰の弱い方にも和室が快適に利用できるように、イス等の整備をする。

(3) 地域交流事業の拡大

郷土芸能の発表会の開催、地域の写真展の会場提供及び近隣の養護施設との交流等を図る。

【4】老人福祉センター

(1) 利用者支援の充実

健康維持・介護予防の取り組みとして、運動面では「ストレッチ」「健康体操」「転倒予防体操」などを高齢者に適した運動量で実施するとともに、「頭の体操」「折り紙」「文化芸術教室」など脳を刺激したり、指先を使った事業や個人の趣味嗜好に合った事業の充実を図る。

(2) 地域・関係機関との連携

- ① 地域包括支援センターとの連携強化に努め、地域社会の中で利用者個人が安心して生活が送れるよう相談業務の充実を図る。
- ② 地域を対象とした事業を実施し、住民の方々との相互の連携が築けるよう交流を図る。
- ③ 福祉系の機関のみならず地域の博物館・公民館等の社会資源とも積極的に、連携を図る。

(3) 緊急・災害時対応

非常時に対応ができるように積極的に救急講習、AEDの講習及び防災訓練等を実施する。

(4) 事業団管理施設との連携強化

- ① 事業団が管理する各施設（各老人福祉センターや他業種施設）との連携の強化
- ② 他施設への講師派遣や合同の職員研修の開催
- ③ 各老人福祉センター及び他業種施設との利用者交流の実施

【5】槻寿苑デイサービスセンター・槻寿苑居宅介護支援事業所

＜槻寿苑デイサービスセンター＞

- (1) サービス提供時に老人福祉センタークラブ・事業団主催の教室への参加援助を行うことで、老人福祉センターに併設していることを最大限に生かした多種多様な趣味活動を実践していく。
- (2) 介護への不安や介護用具についての提案など老人福祉センター利用者対象の介護関係相談窓口を開設する。
- (3) 節電への取組みとして、グリーンカーテンの拡大（10株から15株へ）を行い、老人福祉センターと共に更なる節電に努める。また、グリーンカーテン事業については、さいたま市主催事業連携と施設独自で生育したものを活用し内容の充実を図る。
- (4) 広報活動の充実を図り、定期的に事業団内施設へのチラシの配布及び自治会の回覧版の活用、老人福祉センター利用者・団体への宣伝活動を積極的に行ない年間利用者数の向上に努める。
- (5) 職員を対象として（臨時職員も含む）年1回は外部研修に参加し情報を共有する事、また、当センター内で勉強会を実施することで職員の資質向上につなげていく。
- (6) 「槻寿苑デイサービスセンター便り」の発行（年4回）
- (7) 利用者の希望により、老人福祉センター利用からデイサービスセンター利用へ早期に対応することでの生活意欲低下を予防する。

＜槻寿苑居宅介護支援事業所＞

PR活動を積極的に行ない、相談件数、ケアプラン及び予防プラン作成件数について、前年度増を目指す。

【6】老人憩いの家（シニア憩いの家）

- (1) 高齢者のための拠点施設として、地域社会、時代のニーズに対応した施設運営を行う。
- (2) 利用者の事故防止を第一に考え、転倒などの未然防止のための環境整備、及び施設内外の安全点検を徹底する。
- (3) 高齢者の生きがいづくりと次世代を担う子どもたちへの知識や技術を伝えていくことを目的とした事業を、併設児童センター利用者を対象に実施する。

【7】大崎むつみの里

- (1) 管理運営体制の強化

- ① 職員の育成、サービスの質の向上及び経費の見直し等、管理運営体制の強化を図る。
- ② 生活介護事業における事業及び組織体制の充実を図る。
- ③ 保育所等訪問支援事業における支援内容の充実を図り、地域に根ざしていく。

(2) 広報活動の強化

＜各事業共通＞

施設パンフレットの配布等の広報活動を充実する。

＜自立訓練（機能訓練）事業＞

さいたま市報への掲載により事業のPRを行う。

＜児童発達支援センター＞

身近な地域の療育施設として、児童センターと交流事業を行う。

(3) サービスの改善・充実

＜各事業共通＞

障害者差別及び障害者虐待の防止に努める。

＜相談支援事業＞

対応窓口として各区支援課と連携し、その任務を果たす。

＜就労継続支援事業B型＞

工賃の向上に向けた取り組みを強化し、平均工賃月額 5,400 円を含め、工賃向上計画の達成を目指す。

＜相談支援事業、児童発達支援センター＞

障害福祉サービス等の利用者に対し、サービス等利用計画の作成等必要な支援を行う。

＜児童発達支援センター＞

昨年度に引き続き、各グループを超えた縦割りの交流を行い、対人関係を広げ、発達を促す機会とする。

(4) 地域・関係機関との連携強化

＜各事業共通＞

新規利用者の開拓とともに獲得のために関係機関に出向き、連携を強化する。

また、地域から信頼されるための取り組みを充実する。

＜相談支援事業、児童発達支援センター＞

地域在住の障害のある方へ相談支援を地域関係機関との連携の下に実施する。

(5) 次期指定管理への対応

指定管理に向けて準備を行う。

(6) 新規事業検討作業への関与

「事業団自立化推進計画」に基づき実施される、新規事業検討作業に関わる。

(7) 危機管理体制の強化

情報管理、防犯対策等の危機管理体制の強化を図る。

【8】障害者福祉施設春光園

＜春光園けやき＞

- (1) 平成 27 年度からの指定管理に向け準備を進めるとともに、安心・安全な利用者サービス

の充実を図る。

- (2) 個別支援計画に基づいた支援を確実に実施・検証することにより PDCA サイクルの具現化を進める。
- (3) 職場内研修を充実させるため、研修委員会を立ち上げ内部研修の内容を整理検討し集合研修等を定期的実施し専門性の向上を図る。
- (4) 施設運営マニュアルを現状に即した見直しを行うとともに、危機管理等に関しては視覚的にわかりやすいマニュアルを作成し職員の共通理解を図る。

＜春光園うえみず＞

前年度、試行した土曜日開館が過半数を超える利用があったため、今年度も実施する。開館予定月は、春光園共通の新緑会（5月）、収穫祭（11月）の他にうえみずとして6月と2月に1日ずつ計2日、総計4日とし、利用者の余暇支援と家族の休息支援の充実を図る。

【9】 槻の木

＜生活介護事業＞

- (1) サービス向上委員会を立ち上げ、虐待防止マニュアルの見直し、ガイドラインの作成を行う。
- (2) 意見・要望、苦情に速やかに対応し、利用者満足度の充実に努める。
- (3) 職員内部研修を定期的実施し、資質の向上に努める。

＜就労移行支援事業共通＞

- (1) 就労移行支援事業の新規利用者を増やすため、関係機関及びホームページなどを利用し、施設のPRを行う。
- (2) 個別支援計画を基に支援を行い、利用者の意向、適性にあった就労を目指す。
- (3) 他事業所との会議等で、就労に向けての情報共有の場を増やす。

＜第1やまぶき 就労継続支援事業B型＞

- (1) 利用契約者を20名程度まで増やす。
- (2) 自主製品（紙漉き）について、岩槻区中心に販路を拡大、商品の開発に取り組む。
あわせて、関係団体のホームページ等、PRを積極的に行っていく。
- (3) 児童センター等の古紙を紙漉きの材料とすることにより、エコ活動に取り組む。

＜第2やまぶき 就労継続支援事業B型＞

- (1) 利用者及び家庭に対して適切な援助を行うとともに工賃向上に向けた取り組みを行う。
- (2) 資源回収、農産物の生産及び販売を行い、地域に密着した施設を目指す。

【10】 日進職業センター

＜各事業共通＞

利用者アンケートの結果を踏まえ、休業日における事業の実施し、両事業の利用者及び家族との交流を図る。

＜就労移行支援事業＞

定員の過半数が一般就労することを目標に、計画的かつ集中的に支援する。

＜就労継続支援事業B型＞

利用者及び家族に対して適切な援助を行うとともに、他の福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

【11】かやの木

＜各事業共通＞

「働く」ことを通じ、社会参加の拡大、生活の質の向上を目指す。

＜生活介護事業＞

「働く」ことを軸にした一人ひとりの自己実現の支援、本人支給金の向上

＜就労移行支援事業＞

内部、外部訓練の充実による就労の実現

＜就労継続支援事業B型＞

自主製品の安定的な生産方法の検討と生産設備の導入

【12】障害者福祉施設みのり園

- (1) 利用者からより多くの意見を聞き、ニーズに合わせた事業を展開することで、支援を充実させるとともに、利用者増加を図る。
- (2) 広報活動（園だよりや施設パンフレットの配布等）を充実させ、新規利用者増加を図る。
- (3) 昨年度さいたま市発達障害者支援センターから受託した発達障害者就労準備支援事業をもとに、発達障害者社会参加事業を実施し、発達障害者に対する支援の拡充を行う。

【13】大砂土障害者デイサービスセンター

- (1) 利用者がより良い生活を送れるよう、各区の支援課・障害者生活支援センター等と連携を深める。
- (2) 利用者増に対応した事業内容の充実を図る。
- (3) 職員一人ひとりの質の向上を図るため積極的な外部研修の参加や内部研修の充実を図る。

【14】みずき園

- (1) 利用者支援の充実
安全と安心を提供できる支援と利用者の見通しが持てるよう、わかりやすい支援内容に努める。
- (2) 業務の見直し
業務マニュアルの見直し及び報・連・相の徹底を行うことによって業務の効率化を図る。
- (3) 人材の育成
利用者支援に関わる外部、法人内研修及び各種療法などの職場内研修を行って専門性を高める。
- (4) 地域との連携
 - ① 近隣事業団施設や公共施設との連携を深める。
 - ② 自治会や近隣住民との関わりを持つよう努める。
 - ③ 特別支援学校との連携を深め、みずき園のPRを行う。

【15】 さくら草学園

- (1) フォログループを1クラス増やし、地域の保育園・幼稚園に通う児童への支援を拡大する。
- (2) 保育所等訪問支援事業の周知と内容の充実を図る。
- (3) 保護者のニーズと児童の状況を的確に把握し、個別支援計画に反映させ、支援を実践していく。
- (4) すべての在園児に対して、相談支援計画を立案し、サービスを提供する。

【16】 杉の子園

- (1) 保護者のための学習会を関係機関、施設等にも広報し、地域の支援・地域交流を図る。
- (2) 児童センター等、地域の公共施設を利用し、児童の社会体験の幅を広げる。
- (3) 園庭の除草を職員のみで行い、業務委託費の削減を図る。
- (4) 保育所等訪問支援・相談支援事業を新たに開始する。

【17】 療育センターさくら草

- (1) 個別的・集団的な指導計画を基に療育の充実と改善
- (2) 相談支援事業の充実と改善
- (3) 利用者にとっての安心・安全な環境づくり
- (4) すみれ園・たんぽぽ園間の連携・協同で両施設の事業の発展に努める。

【18】 はるの園

- (1) 保育所等訪問支援事業や相談支援事業を通して、地域の療育ニーズを的確に把握したうえで、特にフォログループの利用児童を増やす。
- (2) フォログループ利用児童が通園する保育所・幼稚園等への訪問支援をきっかけに、相談支援事業や保育所等訪問支援事業をより多くの関係機関に知っていただき、利用児童増を目指す。
- (3) 開園4年目を迎えるにあたって、修繕や物品購入及び設備管理・保守等施設を総合的に管理することを目的とした中・長期の施設整備保全計画を作成するなど、財政面・運営面等多角的に捉えたうえで施設経営・事務の効率化を図る。

【19】 母子生活支援施設

- (1) 子どもの利益と権利を最大限に配慮し支援すると共に、母にも子どもの利益、権利を守ることの大切さを理解してもらう。
- (2) 利用者数・利用率の向上を目指すと共に、母子への支援・施設経営・危機管理などの課題を定期的に整理し、改善を行い指定管理制度に備える。

【20】 児童センター

- (1) 児童センターフェスタの開催（児童福祉週間に開催）、区民まつり、子育て支援イベント等への参加をとおり、児童センターのPRを図り利用促進につなげる。
- (2) 17館共同で実施している公園等巡回事業（さいたま市10区10か所）をとおり、地域で

安心して子育てできる「親子の集いの場」づくりを推進し、広くサービスを提供する。

- (3) 児童センター活動の充実を図るために、地域の子育てに関わる地域組織の代表者の意見を聞く運営協議会を設置する。（3館）
- (4) 一般市民向け啓発事業として、施設見学会を実施する。（1館）
- (5) 利用しやすいセンターを目指し、「登録制利用カード」の導入を検討する。

【21】放課後児童クラブ

- (1) 子ども一人ひとりを大切にした保育と子どもをほめることに取り組む。
- (2) 正しい言葉づかいができるように、子どもたち、保護者、職員が一緒に取り組み、豊かなコミュニケーションを促進する。
- (3) 保護者がクラブに安心して子どもを預けられるよう信頼関係を構築し、さらに保護者とクラブが協働して子どもが健やかに育まれるよう共に取り組む。